

第 3 条 (サービス利用料)

本契約に基づくサービスの利用料は、以下の通りとし、甲は乙の請求に基づき支払うものとする。

第 1 項 サービスの利用料は採用決定者の想定年収の 30%とする。ただし、消費税を別途支払うものとする。

第 2 項 第1項にいう想定年収とは、賞与その他諸手当を含む採用初年度の年収換算額をいうものとする。